
朝 来 市 議 会 政 治 倫 理 審 査 会

令和6年7月8日（月曜日）

日 時 令和6年7月8日（月）午前9時00分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 日程協議
- 3 審査事項
- （1）令和6年5月1日付審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

出席委員（6名）

藤 原 正 伸	水 田 文 夫
横 尾 正 信	加 藤 貴 之
嵯峨山 博	潤 本 稔

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一 君 議会事務局主幹 ————— 北 垣 敏 彦 君

午前9時00分開会

○委員長（藤原 正伸君） 皆さん、おはようございます。

これから第8回朝来市議会政治倫理審査会を開会します。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程につきましては本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定しました。

それでは、ただいまから令和6年5月1日付審査付託につきまして審査を行ってまいります。

初めに、資料関係でございます。本日のフォルダの次第に続きましてパブリックコメント関係ということで回答が返ってきておりますので御覧いただきたいと思います。

この公開は今朝でしたかね。すみません、そしたら一応、まだお目通しではないと思いますの

で、記以下の部分を読み上げさせていただきます。

朝来市パブリックコメント手続実施規定の解釈と運用について、①政策等の案についてパブリックコメント手続を実施したが意見が提出されなかった場合、なお実施期間は自らの判断に基づいて、当該政策等の案を修正することができると解釈してよいか。

回答は、朝来市パブリックコメント手続実施規程は、パブリックコメント手続の基本的事項を定めたものであり、政策案の修正を阻むものではありませんが、当該修正が重要な事項である場合は、何らかの形で周知を行うべきと思料します。ただし、パブリックコメントの実施は、一般的に当該案件の最終調整局面において行うものであることからすれば、パブリックコメント案の修正を自発的・追加的に行うということは、そもそも制度案が整わないまま実施したものと解されかねないため、係る事態が生じないよう事前の周到な審議等が行われるべきものと認識しています。

次、②政策等の案について一度パブリックコメント手続を実施し、その後当該政策等の案を変更した場合（パブリックコメントで提出された意見を反映して変更した場合、及び意見が提出されなかったが変更した場合）、再度パブリックコメント手続を実施するかどうかは、実施機関の判断に任されていると考えてよいか。

回答は、お見込みのとおりです。ただし、提出された意見に基づき修正を加えた場合は、規程第7条第2項の規定により当該修正案の概要は直後に公表されるので再度のパブリックコメントを行う必要はありませんが、実施機関側の都合で自発的に修正した場合は、当該事項が重要な場合は再度のパブリックコメント実施により、制度の正確な市民理解を担保するべきとも思料します。ただし、前述したとおり、パブリックコメントはあらかじめのスケジュール管理の下で、政策の最終局面で実施されるべきものであることから、同一案件による複数回のパブリックコメントを実施することは想定していません。

③2の変更が大幅であれば再度パブリックコメントを実施することが望ましいと思われる（第3条第2項第1号の趣旨類推）が、必ずしも義務ではないと解釈してよいか。

回答は、義務とするか否かは、制度運用を行う実施機関で定める事項としていますので、実施機関の判断によります。

④第7条第2項に関し、パブリックコメントの意見を理由としない政策等の案の修正については、条文には公表の義務が明示されていないため、公表の義務は生じないと解釈してよいか。また、そのように運用されているか。

回答は、同項には「当該意見により政策等の案を修正したときは」と規定しており、この規定からは、提出された意見に基づかない修正には公表の義務は生じません。実際の運用は、規定どおりであると承知しています。

以上のような回答でございました。

これが1点でございます。

それから、前回資料要求されましたフロー図及びまちづくりフォーラムの資料に関しては、同じフォルダに上げております。

本日の協議に必要であれば、御参照いただきたいというふうに思います。

それから、前回確認を依頼されております、まず1つ、過日、陳述者の聴取を行った折の細見さんが提出されましたペーパーについてでございます。

そのペーパーの位置づけとしては、細見さんが発言をするためのメモ書きという位置づけでございます。したがって、細見さんがそれを読み上げて意見を述べられる、あるいは答弁されるということにつきましては、その利用はよろしいかなというところなんですけれども、その資料そのものが他の資料の引用という形ではなくて、おおむねその複写の形になっているところは、大本の資料の著作権等の関係で問題がありそうということでございます。したがって、資料だけを取り上げて、この審査会で調査することは行わないとしたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

ですので、内容につきまして、さらに調査が必要ということであれば、そこに記されております著作権を持っておられる方といたしますか、大本の方に直接問い合わせいただくという形を取っていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

それからもう1点、新聞記事を資料として使うことですが、私的に、例えば営利を目的に頒布しようということではないので、新聞社のほうに了解を求めれば、許可はいただけるものと思いますが、ちょっと手続的にややこしそうなのと、それから費用が発生しそうだということがございますので、読み上げて紹介していただく分には構わないと思いますので、その程度にとどめていただくということで、これも今回の資料からは落としたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思います。

以上、3点について報告させていただきました。これにつきまして御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では、そのように取り扱っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審査のほうに入っていきますけれども、前回第30号の審査に入っております。御意見をいただきつつ、資料としてフロー図と、それからフォーラムの資料の要求がございましたので、今日準備させていただいております。

いずれの資料についても、委員の皆さんの資料の必要性については、意見が一致はしておりませんでしたけれども、御意見が出ている部分ですので、無駄ではないとは思いますが、その確認をしていただきたいというふうに思います。

多少お時間必要ですか。よろしいか。初めてのものではないということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） そしたら、このまま協議を進めさせていただきます。

今言いましたとおり、30号の案件はこのフロー図が出発点であるという捉え方と、そうではないという御意見とが前回ございました。

フロー図が出発点といいますのは、このフロー図の不適切さ、これを説明するために発言された内容であるので、結局その自己の意見ないし批判の表明として発言されたものであるという御意見が主な意見かなというふうに思います。

そうであるとすれば、これまでの皆さんの協議からしますと、その意見のフロー図に対しての意見の表明、批判の表明に必要な限度内での言葉遣い、表現であったかどうかというところが基準になってくるのかなというふうには思われます。

それから、フロー図とは無関係ですよという御意見もございまして、もともとこの団体ないしは代表者に対する認識が表明された、フロー図とは無関係に表明されたものであるという捉え方がもう一方でございました。

協議はそのあたりまで進んでいた状況でございます。

引き続き御協議をお願いしたいと思いますが、御意見がございましたら発言をお願いします。

今申しましたとおり、前回御意見の中で、この発言はフロー図の取扱いに関して、フロー図の内容に関して言及したものであるということでございます。このあたりからちょっと御異論があれば、御発言いただきたいと思います。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 前回も私少しこのフロー図の関係で発言いたしましたけれども、再度重なる部分もありますが、意見を述べたいと思います。

このフロー図に書かれた団体自身は地域でしっかり頑張っておられる団体で、これはこれでしっかりとした評価は変わらないと思いますが、ここになぜ担当課の作成前段階では、具体的な団体名じゃなしに、たしか中間事業者か、何か別の一般的な名称が書かれていたということから、なぜこの産業建設委員会で急に担当課内での協議から逸脱した形でこの団体名称が記入されたのかということで、多くの委員から、これは書き込むのは、適切でないという意見が出されたという具合に思っておりますので、そもそもの発言の出発点は、このフロー図にあったということは間違いないことなので、このフロー図の担当課が提出したということの不適切さということがあって、それを指摘したことから端を発して、様々な発言に至ったということはまず間違いないと私は思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） フロー図の不適切を明らかにするための発言と。そういう目的の中での発言であるということでございます。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 渕本委員に質問ですけど、そういう、それはまあ事実としましょう。フロー図についてはそういうやり取りは産建であったということと、今回の審査とどのような関係があるんでしょうか。具体的におっしゃってください。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 特に回答する義務はないと思いますが、私の考えを述べさせていただきます。

すけれども、この担当課内でも合意されてないという位置づけだったこのフロー図が突如、産業建設委員会の中で出されたという事実が、今回問題になっている発言に関わってくるものでありますから、私はこれはきちんと取り上げて、このフロー図がいかなるものであったのかということは見ておく必要があると、こういう立場です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 関わるって、具体的におっしゃって、どういうふうに関わると考えておられるのでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） もうこれで最後にしておきますけれども、このフロー図が突如出されて、その第1次政倫審の中でも、担当者自身が言っておりましたけれども、それまでの協議事項から違うものをあえて部下に指示をして、こういうフロー図に書かせたという旨の発言だったと思うんですが、そういう不適切から、今回問題になるものが端を発しているということなので、これはそういう位置づけのフロー図であるということは見えておく必要があるということであります。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） なかなかね、歯切れのよく分からない御意見なんですけども、基本的には、既に産建委員会の内部で、あるいは政倫審の中でも明らかにされているように、平松農振課長が、あえて差し替えて、よふどの恵をフロー図の中に書き込んだ理由は彼自身が証言していますように、単に一般的な団体、自治協とかでは、これが成果だと言うには、ちょっと押しが弱いと思うので、私は焦って、もう少し前向きな成果があるんですよということを言いたいがために、独断でよふどの恵という名前を書き込んだと、こういうふうに証言してますよね、既にね。

したがって、吉田議員は、ここによふどの恵を書き加えて、その先ほどおっしゃったような課員は自治協一般云々の名前を書いていたにもかかわらず、あえてよふどの恵を課長が独断で書き込んだのは、裏でよふどの恵とそうした合意をして、2者が示し合わせて、まあ2者か3者か知りませんけどね、給食センターが入れば3者になりますが、示し合わせて書き込んだのではないかと、こういう疑いがあるんだと。そこを追及するということで、3月17日の産建委員会では、執拗にそこを追及されましたよね。つまり12月8日に、つまり10月のまちづくりフォーラムでは自治協としか書いてなかったのが、2月10日にはよふどの恵と書いてある。その間にちょうど12月8日の会議があるので、多分ここでよふどの恵みと、平松さんが、あるいは給食センターが談合をして、その結果、2月10日の出されたフロー図に、よふどの恵が書き込まれたんではなかろうかと、こういうふうに、邪推とは言いませんよ、そういう推測された。これは僕はそういう推測もあると思うんですよ。

しかしながら、それに対してははっきりと平松課長の証言、かつ、よふどの恵の細見さんの証言もありました。我々は関知していないと。我々は関与して、フロー図にそうしたものを書かせるような談合したわけじゃない。一切していないんだというのは細見さんからもちやんとした証言がありましたよね。よふどの恵もそうおっしゃってます。平松課長もそうおっしゃってる。自分の独断だと。自分が焦って書き込んでしまったんだというようなことでしたよ。

それがいいか悪いかと言いますとね、平松課長そう悪いとは思ってなかったんでしょうね、1つの例示としてただけなんだと。そんなに正式なものでもないし、1つの例示として出して何が悪いんだというような感じだったんで、まあまあ、いろいろ産建委員会の中でね、あまりにも厳しく言われるもんだから撤回されましたけど、本音は多分そうではなかった、そう大した問題ではない。私もそう思うんですよ。どこが悪いんだと、例示として出して何が悪いんだと、撤回するほどのことかと。私個人の意見ですけどね。そう思いですが、あのときの2月10日の産建委員会で非常に誘導的なね、いろんな、ですから、そこに渕本委員の発言なんかも絡んで、していない発言をしたように言われてね、非常に誘導的な意見があったもんですから、私の印象では、産建委員の皆さん全員が何か催眠誘導されたかみたいだね、何かこのフロー図が出たことは大問題だというふうになっちゃったと、私の個人的な印象ですよ、これ多分、どうってことありませんよ。というように思うんですが、しかし結論としては、平松課長が独断でやったことなんだっていうことなので、今回、よふどの恵から出されている政倫審の請求内容を考慮していく上で、後半のね、よふどの恵だけがもうける仕組みじゃないかと、この発言についてはね、フロー図と若干関係ありますから、それはそれで問題にしたらいいいと思います。

そういったのは確かにありますから、それは問題にしたらいいいでしょう。ただし、まあ、その程度ですよ。それ以上の、個人の団体であるとか、市とは関係のない団体であるとか、この発言はフロー図とは何の関係もありませんよ。もし、関係あると言うなら、フロー図のどのような原因でもって個人の団体である、あるいは市と関係のない団体であるという表現につながったのかということについて説明はしてほしいなと思います。この点、若干、加藤議員がね、若干述べられておりますけども、説明不十分だろうと思いますね。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 発言そのものが、2月10日はフロー図を取り扱ってるんですよ。

そうですね、フロー図を議論していると。その流れの中で出てきている発言ですので、前回加藤委員がフロー図の不当性を訴えるためにした発言であると、こう言われましたけれども、そういう見方は当然あり得るというふうには思うんですけれども。

ですので、その場合には、先ほど冒頭言いましたとおり、その不当性を訴えるのに適切な範囲の言葉と、それから表現でされてるんですかということが議論されることになりますけれども、フロー図と無関係とは、全く無関係で協議していくということはどうなんだろうかね。そうはならないような状況と思うんですけれども。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） よふどの恵が問題発言だと言われている、下線が引いてありますね、それからいうと、最後のよふどの恵が独り勝ちというか、独りもうけする構図じゃないかという、そこはね、まあ、あのフロー図と関係ありますので、それはそこで関連性論じられるのは構わないと思います。ただ、私は、それ以前の個人、特に重要な発言は、個人の団体である。しかも、細見さん個人の団体であるというような、受け取れる発言、市とは全く何の関係もないんだという発言を審

査するに当たって、フロー図は、この発言の審査には、フロー図は何の関係もないと。フロー図以前に発生している認識の問題だということなので、きちんと審査する場合は、そこを踏まえて、分析して評価すべきであろうと。十把一からげにね、全ての発言がフロー図から出てるんだというようなね、こんな乱暴な議論は、これは当然してはいけないし、するべきではない。問題を曖昧にしちゃいますよ。ということがね、そこだけあるんで、はっきりしておきたいと思いますね。

だから、全てはフロー図に関係があるから、強い表現になったんでしようがないじゃないか、大体こういう論調でね、加藤議員なんかおっしゃってるんで、それはないんじゃないの。全てフロー図だから、フロー図だからどんなに怒っても、どんなに多少強い言葉を使っても許される。だからいいじゃないですかと。この論理は私は個人の団体という表現について、市とは何の関係もない団体ということについては認めないという立場でございます。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 先ほど横尾委員おっしゃったように、私前回フロー図とは関係なく、吉田議員が団体の認識としては、もうこういう認識であるから、たまたまフロー図でこういう団体が上がってきたときに、あのような発言につながったということで、産建委員会で議論になったのはフロー図がきっかけで議論になっているのはこれはもう間違いない。

ただ、さっき横尾委員がおっしゃったように、フロー図を基にこういう発言につながったっていうのは違うでしょうということを前回私は申し上げておるわけです。だから、吉田議員が、そもそもよふどの恵さんっていうのを、こういう団体だっていうことを認識しているから、こういう発言につながってるっていうことを私は前回も主張させていただいたということです。だから、そこは無関係ですよということを言わせていただきました。

もう一つ加えれば、もう本人認めちゃってるんですよ、一般質問冒頭で謝罪もしてます。議事録も削除します、こういう約束をしてるんですよ。これが正しければ、そういうことをしないでしょう、普通。もう、そもそも本人も問題であるということをこれはもう認めちゃってるっていうふうな評価に私はつながっております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 先ほど横尾議員の発言に関連してなんですけど、横尾議員が言われたことは、フロー図が不適切であれば、どんな発言も許されるんだっていうのは間違っているということについては、そう発言されましたが、それについて私も賛同します。当然、何を言ってもいいわけではないと思いますが、その大前提となるところの、そのフロー図が撤回するほどのことではないというふうに、横尾さんがおっしゃった、それは私は驚きました。私は当然、このフロー図については市の財務規則上問題があるので撤回すべきであるものだというふうに思っていますし、実際に当局も撤回しておりますので、これは撤回するほどのことでもないフロー図なのかどうかというのは、しっかり委員の中で認識合わせをする必要があるのかなというふうに思うんですが、その辺

いかがでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） そのことを議論してもいいんですけども、これは産建委員会の中できちんと議論すべきことであろうと。この審査会の範囲は超えた議論になるのかなと思います。してもいいですよ、でも、そういうレベルじゃないでしょうか。

これは、単なる例示であるということを、平松課長は言っているのです、ならそれで、私はですよ、じゃあ、単なる例示として話を進めていって、当時の産建委員会がですよ、別に問題なかった。これは私の個人的な意見ですよ。と思いますよ。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 単なる例示というふうに、課長もおっしゃってるわけですけど、この紙の資料になるということの重みは全然違うのかなというふうに思っています。例えば、紙の資料上では中間業者というふうに書いてあって、御発言の中で、説明の中で、例えば、よふどの恵さんなりというふうに発言するのと、やっぱりこの紙の資料として、議会に提出する資料として具体的な名前が入っているということについては、全く重みが違うのかなというふうに思います。当然、課長だけでなく、部長もこの資料を見た上で、ここに出しているでしょうし、そういった意味で資料として名前が上がるというのは重みが違うというふうに思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） この会議録そのものの流れがそうであるように、フロー図の調査、フロー図の調査といいますかね、フロー図に関わる話ですか、流通拡大業務の調査の中で出てきた、フロー図が出てきた。それをきっかけに発言が出ています。事実上のその流れ自体はこの会議録からも見えるわけで、それはよろしいと思うんですよ。そういう意味で、加藤委員や渕本委員がおっしゃっているように、発言のきっかけはこのフロー図だという、そういう範疇では御了解いただけるんじゃないかなというふうには思うんですけどもね。

そのフロー図、今御議論されてたのは、そのフロー図がどの程度間違ったものか、不適切なものかということですけども、横尾委員が言われたように、確かにそれをここで協議するというのはなかなかちょっと難しいとは思いますが。

ただ、このフロー図のその評価が発言の強弱に影響する、内心のことですのでね、そのフロー図をどう捉えたかというのは。分かりませんが、ただその内心が発言の強弱に影響するという、これはあり得るだろうということは思えますので、その辺難しい問題があるのかなというふうには思うんですけども、当然、発言者が撤回すべきものだと思ってたら語調もきつくなると。それほど問題の資料でないと思えば、それなりの、それでも取下げを求めようとすれば、発言は弱くなる。そういうことはあり得るのかなというふうには思うんですが、いずれにしても、本当にこの言い方で許される言い方だったのかというところが、この審査会では結論を得たいところなんですけれどもね。

先ほど嵯峨山委員のほうから、団体に対する認識であるとか、その代表に対する認識は、もともと

とその発言者が持っていた認識だと。フロー図に触発されたものじゃないと、こういうふうにおっしゃったんですけれども、要はフロー図につながるかどうかというのは、そのフロー図のどこが原因となって、発言者の評価になったとか、そういう関連性ではなくて、フロー図の議論の中でこの発言は出ているという、その範疇は大前提としていいのではないかなというふうに思っております。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 現在、この審査会がテーマにしているのは、よふどの恵から審査請求されている内容でございます。

我々が、例えばですよ、この発言は名誉を毀損するような発言であるけれども、フロー図が原因なので、理解してあげてくださいと、こういうような流れには、多分ならないし、そうしたことはよふどの恵は一切、まあ受け入れないだろうと思うんですよ。よふどの恵が審査請求している内容、つまり、よふどの恵が、彼らは、自分たちは地域の振興のために自分たち個人の利益は顧みず、ボランティア精神でこの団体を立ち上げて、一生懸命やろうとしている。それがよふどの恵であると。それを個人の団体、あるいは営利を求めるかのような個人の団体であるかのように言われたり、そして市とは何の関係もない団体だと言われて、それが新聞にまで登場するような中で、非常に名誉を毀損された、このことを訴えてるわけですよ。

だから、やっぱりそれには正面からきちんと答えるべきだろうと思います。したがって、個人の団体という表現が強い表現なんですか。間違いでしょう、虚偽でしょう。強い表現ならば許されるかもしれませんが、間違いの表現は許されないでしょうっていうことですよね。ここはちゃんと一線があるんじゃないですか。強い表現ならよしとしましょう、しかし、間違った表現は許されるんですか。個人の団体という表現は、単なる強い表現だったんでしょうか。それとも間違いの表現だったんでしょうか。

これはこの間、加藤議員は質問されましたよね、吉田議員に。個人の団体の意味はどうなんですか。公の団体ではないという意味だと、こうおっしゃいましたよね、吉田議員、返答で。

この間、申し上げました。つまり、公私、公ではない、私であるという意味だと。

だから、申し上げました。ソニーであれ、大企業は私企業ですよ。でも、個人の団体じゃありませんよ。そんな乱暴なね、公の団体ではないイコール個人の団体、そんな釈明は、これは通らんでしょうということなので、個人の団体ということをあえて彼が使用した、非常に乱雑に使ったんですよ。彼は知ってますよ。その後の証言でも発言があります。よふどの恵は一般社団法人だと。彼の頭の中に入ってますよ。しかし、彼が言ったのは、市の第三セクターではない、市の出資法人ではない、そうでない限りは、一般社団法人であろうが、何であろうが、市と関係のない団体なんだ。そういうふうに決めつけてるじゃありませんか。これは議事録に残ってますよ。そういう決めつけてるんですよ。

それがどうなんだと。そういう決めつけはいいのか。自治協は、市と非常に関係の深い団体ですよ。そこが1つの課題を解決するための、非常に有効な手段として一般社団法人化をしたんですよ、

農業問題を解決していく上で、これは、私も自治協との運営していく中でね、感じたことですよ。自治協というのは、定期的に役員が替わります。会長も替わります。そういう1年、2年、あるいは3年、4年で替わるような、定期的に替わるような団体が、非常にシビアな事業を、継続する事業をできるのかというテーマの中で、あるいは株式会社を1つつくろうやとか、あるいは社団法人化、1つちゃんとした経営責任を持てる、法人格を持ったほうがいい団体があったほうがいいのか、いろんなこと、全部の議論をしてるんですよ。その中の1つで、与布土自治協は1つの地域課題を解決するための手段として、一般社団法人化という手段を取りあえず選んだ。これは委員会において、一般社団法人よふどの恵とは何かということについての総務委員会の質疑の中で、当局ちゃんと答えてますよね。適当ないい組織手段、組織方法は何かということがテーマなんだと。自治協をどう法人化していくか、どうしたらいいのか、こういうことは1つのテーマなんだと。その1つの実験的な試みとして、よふどの恵を一般社団法人化したというふうに理解しておると、こういうふうに総務委員会では当局答弁してますよ。

そういう団体が、いきなりね、こんなものは個人の団体なんだ、市とは何の関係もない団体なんだという形で、さんざん言われてね、それが、そんなイメージが新聞報道を通じて広がっていく。これは耐え難い。これが今回の請願の審査請求の趣旨じゃありませんか。

この原点に立ち返って、よふどの恵が何をこの審査会に求めているのかということを考えたときに、フロー図を持ち出すのは、そのための言い訳の手段を探しているにすぎない。私はそういうふうに思いますので、フロー図を議論の中に持ち込む、これは構いませんよ。しかし、そのこのめり張りはきちんとつけて、審査をしていただきたいと、この間のような、それが原因で強い発言になったから許してあげましょう、こういう流れは絶対に承服はできません。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） このフロー図に記載された団体には、全く責任はありません。これは私終始言っているとおり、何の責任もない団体であります。しかし、この時期に委員会の中で、それまで何の前触れもなく突然団体名が記載されたフロー図が出されたことによって、当該議員をはじめ、複数の委員の皆さんが、これはおかしい、不適切であるという意見が出て、最終的には担当課長は撤回に及んだという事実がありますので、このフロー図が、内容はまた別に見ていくにしろ、当該議員をはじめ、様々な委員の発言を誘引した、影響を与えた、そういうものであるという位置づけは間違いないと、私はこのように考えております。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） その渕本委員の質問で、そのことが今回、よふどの恵が請求されたことについての、回答にね、審査結果に影響するのかなということについてお聞きしたいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） それはこれから審査することです。

○委員長（藤原 正伸君） 要は、フロー図の話から始まっているということは、これはもう先ほど言

いましたとおり、皆さんもうなずいていただけたと思いますので、そこはよろしいんじゃないかなというふうに思うんです。

ただ、最後に横尾委員が言われたのは、要は、この発言自体は29号と同様に、虚偽発言であると。これが要するに判断の根本だということだと思いますし、前回、これは加藤委員ですかね、具体的には多分、加藤委員だったと思うんですけども、フロー図が不適切であることを指摘する中での発言で、多少の事実と異なる発言や誤解を招く部分はあるけれどもという……。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ちょっと待ってください。いや、これは私がメモしただけなんです。すみません、発言そのものじゃないんですけども。この後は、多分、判断を言われたと思うんですよ。加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 代わりに、代わりにというか、自分の言葉で言いますと、フロー図が不適切であることをしっかりと指摘するために、例えば個人の団体である、あるいは代表は誰々さんである、あるいはもうける可能性があるということを言われました。その中で、誤解を招く、もしくは強過ぎる表現があったことは事実ではありますが、それが政治倫理基準に違反する程度ではないと。文脈としては正しい文脈で言われていて、事実と多少異なる発言はありますが、倫理違反の基準には達していないというふうに私は考えております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） というふうにおっしゃったわけですね。つまり、自己の意見や批判の表明の中で言われてることなので、ですから、それに必要な範囲を超えたかどうかということが判断基準になるんですよという御主張だろうというふうに思うわけです。

ただ、これ加藤委員の判断基準によりまして、恐らくその主張が虚偽、事実と異なるものである場合は、これは必要な範囲にあるとまでは言えないだろうというような判断もあり得るかなとも思いますし、その場合、発言者がどの程度の根拠に基づいてその発言をしたのかということが次に問題になってくるんだろうというふうには思うんですけども。

発言の誤りをどういう形で評価するのか。誤りは誤り、誤りがあることはあるんでしょうね、皆さん了解でしょうね。発言の中に誤った部分があると。それをどのように評価するかというところだと思いますけれども。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） そういうところなんです。今、加藤委員がおっしゃったように、加藤委員は、私が聞いた印象ではこういうことですよ、出されたフロー図を批判することは非常に大義のあることであると。したがって、その結果、事実と多少異なる発言があったけれども、大儀の前には許されると、こういう評価なんです。基本的には。したがって、フロー図を持ち出して、そこに大義があるから、これが言いたいんですよ。だから、その大義の前には、多少の言い間違い、事実と多少異なる発言も許されますよ、それは。こういうことなんです。よふどの恵は、フロー図には何の関係もない。我々はフロー図とは何の関係もない。ただ、我々団体が、単なる個人の団

体であるとか、細見さんが代表しているような個人の団体にすぎないとか、市とは一切何の関係もない団体であるとか、こういう言われなきことを言われたことについて、しかもそれが議事録に記載されており、いろんな成り行きの中で公になり、あたかもよふどの恵がそうした団体なんだということが、世間に流布され、地元でもそのような解釈がされてしまって、非常に立場がなくなったと。非常に苦しい立場にあると。これがこの間の政倫審からの訴えだったじゃありませんか。そうでしょう。それに対して、正面からこの審査会が答えるのかどうか。そういう分岐点に立っておるということです。

したがって、正面から答えるためには、あえてフロー図の部分は、私は持ち出すべきではないと思いますよ。個人の団体だ、市とは何の関係もない団体だという表現が事実と多少異なる発言にすぎないと言い切ってよいかどうか。よふどの恵に対して、多少事実が間違っていましたけども、許容範囲ですよ。このことがあなた方に生んだ大きな社会的信用の失墜は我慢してくださいと、こういうふう結論を出すんですか。そうなりますよね。加藤さんの意見を、この審査が採用すれば、そういう回答になります。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） よふどの恵さんからの審査請求に関して、私の意見ですが、当然、今回の一連の件によって、よふどの恵さんの名誉毀損がされていますし、その回復というのはなされなければいけません。ただ、その原因を吉田議員1人に帰することはできないというのが私の主張です。

もともと当局からの間違ったフロー図に端を発しておりますので、そういった全体の流れの中でこういった名誉毀損が起きていると。それに対しては、全体としてその回復を図っていかなければいけない。その原因が吉田議員1人にあると私は考えておりません。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） ちょっとおかしいかなと私は思ってます。先ほど加藤委員おっしゃったように名誉毀損はこれ事実がある。もうこの時点で、もう倫理違反です。

我々議員も、例えばフロー図を見て、この団体があったときに、ちょっと疑問に感じたり、当局に問い合わせるときでも、言葉を選びますよ、これ議員ですよ。

あえて団体にも迷惑がかからないように、やっぱり言葉の選択っていうのを選んでね、やっぱり発言すると思います。やっぱり、そういう言葉の自由を逸脱してまでね、傷つけるような行為、もうこれは、私はもう違反していると。その発言をした議員、その人が責任を取らないと、議会全体と言われると、これはちょっと、我々注意しながら議会活動、あるいは議員活動やっていますけれども、それを1人の議員がやったことを全体で責任を取りなさいって、これはおかしい話ですよ、と私は思ってます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ちょっと待ってください。加藤委員、先ほど名誉毀損があるという御発言ありましたが、名誉毀損については、そのようにお考えなんですね。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君）　そうです。実際、よふどの恵さんは社会的な信頼をこの件によって侵害されたというのは事実だというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君）　横尾委員。

○委員（横尾 正信君）　嵯峨山委員のおっしゃったとおりだとは思いますが、で、1人に帰することはできない、この責任は。しかし、よふどの恵が個人の団体、細見さんが主催するような個人の団体であるかのような認識は、彼個人に固有の認識であって、他の議員は多分、そういう認識はしていないはずですよ。したがって、誰もそんな発言してませんよ、発言したのは彼だけです。市何の関係もない団体であるということを発言したのは彼1人ですよ。他の議員は誰もそのような認識は今も含めて持っていないはずであります。この個人の発言について糾弾され、名誉毀損の訴えが出されているんですよ。したがって、彼個人が、発言した個人が責任を問われるべきで、他の議員にその責を帰する、転嫁する、これは到底できない話であろうと思いますよ。

○委員長（藤原 正伸君）　加藤委員。

○委員（加藤 貴之君）　ちょっと私は違うくて、フロー図が出された時点で、この名誉毀損というのは、一端が始まっているというふうに思ってるんです。もし、仮の話をするのもあれですけど、もし、この2月10日の吉田議員の批判がなくて、このフロー図がそのまま公、公というか、公式なものとして進んでいった場合、恐らくこれがこれで市とよふどの恵の関係を問われるような、いろいろな報道なりが出てくるというふうに思います。それによって大きな名誉毀損がやはり発生するというふうに思いますので、そもそもこのフロー図が、市のほうから出てきた時点で、非常に不適切な事態が起こっていると、そういうふうに私は考えています。

○委員長（藤原 正伸君）　横尾委員。

○委員（横尾 正信君）　またそこに戻るんですかね。だから、彼は例示として示したということを口頭補足してますよね。ですから、それはほんまにきちんとよふどの恵にそういう地位を与える場合は、別途きちんとした手続を当然するでしょう。

そのことを前提にして、彼は例示していると言ったにすぎないんで、これでいきますよ。もうこれは決定事項ですというようなことで書いたものでも何でもないということは彼がきちんと表現してますから、実際に行っていく場合は、そういう別の手続をちゃんと取るでしょう、当たり前のことです。それは行政として当たり前ですから、そんな勝手なね、妄想をする必要はないと思いますよ。きちんと当局を信頼したらいいと思います。

○委員長（藤原 正伸君）　副委員長。

○副委員長（水田 文夫君）　またまた、ずっと現場にいた者が話すのはどうかなと思うんですけども、そもそもこのフロー図が基にして、前回の政倫審にも全て事が発したのは、そうだと思います。今言われたように、このフロー図が出たときに私も申し上げました、当局に。これが道の駅あさごとか、そんなやったら駄目なんですかというようなことも言いました。そういった論議の中で1つの企業を出すということはどうなんだろうなということで、当局側が資料を撤回されたというよう

な経過があります。ただ、その後にですね、給食センターという話がここにもはっきりフロー図の中で書かれております。そういった中で、渕本議員がそこにおられたというようなことで前回の政倫審が始まっていったということで、いろんな意味で、このフロー図っていうのが基になっているというのは私はそうやと思います。ただ、今論議しなくてはいけないのは、よふどの恵さんが本当に名誉毀損やと言われている事実が、この、もうフロー図ではなくて全体の流れの中であるのかなのかということを論議すべきやと思うんですよ。ですから、もう少し、そのフロー図にこだわらなくて、全体を見ながら、前回みたいに全体を見ながら、本当に名誉毀損なのかというようなことを考えないと、ちょっと的外れになってしまうと思うんですよ。

ですから、私はある程度、ずっと考えてる中で、よふどの恵さんには本当に迷惑かけたし、いわゆる吉田議員の発言で名誉を毀損されたであろうなということは思って話を聞いておりますので、もう少し前向きに、前向き言うとおかしいんですけども、フロー図にこだわるんじゃなくて、全てもう一回全体を見るような形で論議を進めていったらどうなんでしょうね。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。ほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） なければ、ちょっと休憩を取らせていただきます。再開は10時15分をお願いします。

午前 10 時 01 分休憩

午前 10 時 14 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま付託30号について協議をしていただいております。

さて、議論の経過の中で、一応名誉毀損は認定できるという御発言がございましたが、これについて御意見ございますか。

発言といいますのは、この30号の倫理違反を考える上で、1つのスタンダードとして、意見や批判の評価に必要な範囲の発言は基本的には許されるんだよというところから始まったんですけども、名誉毀損の事実を認定するということは、これはどのような目的での発言にしろ、これはもう許されないことだというのは、もうどこの倫理条例上の取扱いでも例外はないと、異論はないというふう思うんですけども。ですので、フロー図の不当を批判するという目的があったにしても、名誉毀損の発言は許されないでしょうということになろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 私の考えは、名誉毀損の発言があったということは思っておりません。一連のこのフロー図から始まる一連のやり取り、報道等の中で結果的によふどの恵さんの社会的信頼に対しておとしめるような、そういった結果があったということで、吉田議員の発言そのものが名誉毀損の発言であったというふうには、私は今のところ思っておりません。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） はい、ありがとうございます。

なかなかちょっと難しい話かと思いますが、いかがですか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） フロー図に、そのよふどの恵さんがあるがなかろうが、そこを問題にして、よふどの恵さんが名誉の毀損って言ってるわけではないんですよね。

これは産建委員会で取り下げられたんですけども、私自身は当局はあそこの名前取り下げる必要はなかったなというふうに思っております。これはまちづくりフォーラムの資料でもありますように、もう名前も出てますよ。もう市民に説明もしてますよ。だから、時期尚早に当局が産建委員会のほうに名前を入れてオープンにしたと、そういうふうな捉え方を、委員会の中ではされてるんですけども、当局としてはね、もうフォーラムで説明されてますから、問題はなかったんだろうというふうに思ってますよ、私は。

この先ほども言いましたように、発言ですよ。副委員長がおっしゃったように、このフロー図なりが関係が始まったということでもありますけども、この発言自体で、一番最初の給食野菜を納める政倫審、もう何て言うんですかね、もうそこに持っていこうとしてる。わざわざここに、フロー図をきっかけにですよ、要は議員さんや、この団体や職員、もうここが絡んで、こんな悪いことをしようと思ってるっていう彼の思い込みだけで、バーンと問題にして、政倫審第1回目からスタートにつながっていった、こういうふうに私は読み取れるんですよ。もう、これもう大問題ですよ。

名誉の毀損があるということで、これは政倫審に関わらないというようなことをおっしゃいますけど、もうそこに関わらんかったらどうなるのかなって思いますけどね。そもそも、こういう発言が、そういう政倫審や何やって、もう今につながってる問題全部につながってきてるっていうふうに私は思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） まず、フォーラムの資料についてはあくまで例示です。例示として名前が挙がってるので全く問題がないというのはそうと思いますが、フロー図については例示ではなくて、この業者と契約するというふうに、この資料だけを見れば捉えられるので非常に問題があるというふうに思っております。

また、嵯峨山議員が言われた、吉田議員がよふどの恵に対しておとしめようというふうな意図を持っていたというところについては、確たる証拠はないので、証拠として採用するわけにはいかないというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 証拠がないんで、私はそういうふうに思ってるっていうふうに申したんですけども、先ほどフロー図の、もう一回ちょっと言っていただけますか。何が名誉毀損なのか、

契約、よふどの恵さんと当局との契約云々でフロー図に書かれたことが名誉毀損なんですか。加藤さん、もうちょっと言ってもらえますか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） フロー図が議会という公の場の資料として提示されたことが、そのことも名誉毀損だというふうに思います。

といいますのも、そのことを契約前にもかかわらず、特定の業者が入ったフロー図が議会という場で上がることによって、その影響というものは計り知れません。特定の業者と市が疑わしい関係にあったのではないかというふうに推測される可能性は重々にあります。

したがって、もしこのフロー図が取り下げられないとしたら、非常にそれはそれで悪影響があったというふうに思いますので、このフロー図自体が名誉毀損となる事実にあたるというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） こう思うんですね、嵯峨山さんは、フォーラムで既によふどの恵が、名前が示されとると。加藤さんは、フォーラムは確かに出されているけれども、それは例示であると、明記してあると。フロー図のほうは、それがないと、記載がない。だから問題だとおっしゃいますが、何度も申し上げますように、既に農林振興課長は、これは例示であるということを口頭で説明してますよね、口頭で補足説明してます。ということは、フロー図のところに、口頭補足じゃなくて、ちゃんと、これは一例ですというふうに、口頭ではなくて文書で例示してれば問題なかったという意味ですか。私は取りあえず、口頭であれ、文書であれ、当局は、これは例示なんだと、一例なんだということは、口頭であれ明言してるということじゃないですか、大した違いはないじゃないですか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） たとえフロー図の中に、文字としてこれは一例ですというふうに書かれていたとしても、そういった公的な文書の中に契約前の業者が一例であるとしても、示されているというのは、市の財務規則上、非常に問題があるというふうに私は捉えます。

そういうことは通常しないというふうに、行政としては通常することではないというふうに考えます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 加藤委員がそうおっしゃるんですけれども、もし当事者の方がそういうふうに思われたら当局に訴えますよ。

そうじゃないんですよ、今ここに出てきてるのはね。この2月に行われた産建委員会の中の議事録を見られて、ああいう発言をされたということで、名誉の毀損を受けた、要は、こういうのは私たちの団体を、こう言われてるけども真実ではありませんよっていうことに対して出てるんですよ。

ね、団体からね、よふどの恵さんから。だから、その審査をしたときに、今、加藤さんがおっしゃってるような議論のところを名誉毀損云々っていうんじゃないくて、この言葉に対してどうやっていうことであるんで、これはもう認めていくしかないんじゃないかなというふうに思ってます。それは先ほども僕言ったんですけども、実際に一般質問の冒頭で謝罪をしたりとか、要はこの会議録を削除しますっていう約束したっていうふうに、よふどの恵さんも言われましたよね。

そこが自分が問題ないっていうふうに思えば、そういう約束は僕はしないというふうに思ってます。その辺どう思われますか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 吉田議員の発言に限って言えば、名誉毀損に当たる程度の違反はないというのが、政治倫理基準に照らし合わせてみると、その程度、その基準を超える程度ではないというふうなのが私の意見です。

ただ、もちろん誤解を与えたりとか、間違っているってことはありますので、当然、吉田議員としては撤回なり、発言訂正なりをすべきですし、それに対して、よふどの恵さんに悪い影響を与えたのであれば、それについて謝罪をすべきだというふうに思っております。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） だから、謝罪してほしいというふうに、よふどの恵は言ってるんじゃないありませんか。名誉毀損されてるから謝罪してほしいと言ってるので、そこまでの違反ではない、つまり謝罪する程度の違反ではないというふうにも取れるんで、ちょっと発言の趣旨が分かりませんけどね。基本的に我々は一般論をここで話してるんじゃないんですよ、この審査会はよふどの恵が、吉田議員の発言が非常に名誉毀損の発言であるので、措置してほしいという訴えに基づいてこの審査はあるんですよ。

一般的に朝来市の農業政策を巡ってここでやってるわけじゃないんで、よふどの恵は審査請求内容は、令和5年2月10日に行われた産建委員会における吉田議員によるよふどの恵及び細見守に対する虚偽発言によって著しく名誉を毀損された。

虚偽とする主な発言は1、だからこのよふどの恵っていう全然関係のない業者が出てくるんですよ。このよふどの恵っていうのは僕は個人の団体だと思っているので、個人の、要は市とは全く関係のない団体だと思っています。

3、市には全く関係ない組織です。団体はこの前会った細見さんですよ、等々とする虚偽の、これらが虚偽であると。

2月10日の彼らの主張は、請求者の主張は要約すればこういうことですよね。これは彼らを招致して発言を求めました。

その主な内容は、2月10日の産建委員会の中で吉田議員の発言によりまして、よふどの恵は全く我々の意図していない捉えられ方をしていることが、延々と発言されておりました。

この発言が基になって産建委員会の中でも、よふどの恵というのはそんな団体なのかというような印象操作をされたというように感じた。

そして、それを契機に調査審査会まで発展したと確認をしている。

2番目にね、これはいわれなき中傷であると。我々はもともと地域の農地を保全していくことを目的にして法人化したんだ。利益を目的とした団体ではない。ボランティア団体というのは正確である。それを地域の野菜関係の流通を牛耳るような取組をしておるような発言があつて、大変心外であつた。それが事もあろうに新聞報道等で、業者というような形で発表されました。地域の方々に大変な心配をおかけしておる。そして、その汚名が払拭されないまま今日に至っている。地域内でも非常に活動がしにくい状況になり、困っている。ここはそうした発言をされた方から、正式な場で間違いであつたと、訂正とおわびを公表してもらわないと解決しない。

こうした要求のために今回の審査請求をしたと。

吉田議員は、我々の批判を認めて、9月に議場で謝罪するとお約束をされた。しかし、9月8日に一般質問の冒頭でなされた発言は謝罪とは言えない。議会のお力で、約束どおり公開の議場でしっかり謝罪させてもらいたい。

これが、この間、よふどの恵を招致して、彼らが述べた意見の要約ですよ。

これにどう応えるんですか、この審査会が。つまり議会がということでしょう。

これだけの社会的な痛みを我々は被っていると。その源は吉田議員の2.10の発言なんだと。抗議して謝ると言ったのに、ちゃんとした謝りはしていない。していれば、この審査会はないんですよ。

どういう謝罪の仕方であれね。彼らからすれば、謝罪すると言いながら、いまだにしていない、いまだに逃げ回っている。

議運にちゃんと謝罪させると抗議をしたけども、議運は、議運にはそういう決定力ないんで、審査会に回してくださいということで、この審査会が請求された、こういういきさつですよ。

だから、これに対して、これだけはっきり発言によって、それが流布されることによって、大きな名誉毀損を受けたと。社会的な評価の低下を受けたと、こういうふうにおっしゃってるんですからね。議会はそれに対して、どう応えるんですか。

審査した結果、もう結論出てるでしょう、個人の団体というのは、定款によれば、よふどの恵の定款によれば、全く個人の団体ではない。これはもうはっきりした。虚偽だ、誤り。

市と全く関係のない団体であるかどうか、これについても総務委員会の議事録を審査しました。

また、よふどの恵の直接の発言も聞きました。その結果、市とは関係の深い、公益を目的とした団体である、自治協傘下の団体であるということは、もうはっきり確定していますよね。つまり、市と全く関係のない団体という表現は、意図はどうあれ、全く虚偽である、うそであるところはもう確定しているということですから、議員が名誉毀損に当たる発言をたとえしたとしても、それは事実であれば、これは違法阻却事由によってね、免責されますよ。だから、これは虚偽であるかどうかという判定は非常に大事ですよ。単なる強い表現にすぎないのか。虚偽なのか。ここは判定は審査会として一番大事なところですよ。

言い過ぎた発言にすぎないのか、虚偽なのか。どちらなんですかね。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 今回一連の件によって、よふどの恵さんが受けた被害というのは非常に大きくて、私もそれについては非常に心苦しく思うところでありまして、よふどの恵さんに対して信頼の回復ということを図らなければいけないというのは事実でございます。

ただ、その源泉が横尾議員の言われるように、吉田議員の発言だけにあるとは思っておりません。この被害の源泉はフロー図にあるというふうに私は考えております。

当然行政というのは、無謬性の原則に基づいて働いておりますので、資料というのが間違っているという前提というのは誰も思っておりませんし、我々議会も資料として出された場合に、当然それが正確な裏づけ、職員内でしっかり判こを回してつくられているものだというふうに確信をしております。

それを間違っているものとして、撤回するというのは非常に労力の要る作業でございますので、当然その中で強い口調になったりすることはあるというふうに思いますので、その中で多少批判的な発言であるとか、誤りもついた発言があるということはやむを得ない程度なのかなというふうに私は考えております。繰り返しになりますが。

また、謝罪につきましては、当然、誤解等を与えましたので、吉田議員には説明責任があるというふうに考えております。その適切な場がないというのが今現状でございまして、一般質問の場で謝罪をしましたが、一般質問というのは、当然謝罪の場ではありませんので、時間、内容等にかなり制約がある中で、あの謝罪がありましたので、もう一度、別の適切な機会を設けて説明していただくというのが次の流れなのかなというふうに思います。なので、いきなり一足飛びに政治倫理違反だということにはならないというふうに私は思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 一連の件による名誉毀損というのは、この場では議論できませんので、この場は吉田議員の発言が名誉毀損に当たるかどうかを議論しております。

吉田議員の発言が名誉毀損に該当するような発言かどうかというのは、一連の要素というのは無関係な話でございます。それを理由に、その判断はできないかというふうに思います。

それから、先ほど倫理基準に照らして名誉毀損に当たる程度ではないという御発言、これは間違いだろうとは思いますが、要は名誉毀損、倫理基準に抵触するような名誉毀損というのはないですね。

だから倫理基準を基にして名誉毀損を判断することはできないですね。

名誉毀損の話で、先ほど横尾委員からも名誉毀損罪でしょうかね、を念頭に置いたような発言がありましたけれども、思いますに、どこの自治体でも議員倫理条例上の名誉毀損というときには、恐らくそこまで厳格なことは考えてないですね。逐条等を見ましてもですね。もうちょっと緩やかといいますか、いわゆる誹謗中傷のレベルでも、それは倫理に反するというような形で取り扱っているのが通常だというふうに思います。

ですから、そうですね、名誉毀損の程度という話が出てましたけれども、なかなかどうなんだろうかね、政治倫理基準違反を問うほどの名誉毀損というのは、これはちょっと、やっぱりそう

いう理屈は立てられないかなというふうには思いますね。

結局、議論が先ほど来、公益と、それから個人の利益との衝突の場面での比較考量のような話になっておりまして、その公益の重大性ゆえに、市民は受任しなければならないという理屈にも聞こえるんですけども、多少問題のある発言でもという、言葉にはね。その思考は、でもちょっとまづいかなというふうな思いがありますけれども。どうでしょうかね。

ほか御意見ございましたらお願いします。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 取りあえず、冷静に判断した場合に、よふどの恵は細見さんに関連する個人の団体であるという規定は正しいか誤りか、これが1点。どちらの判断を取るのか。

2点目、よふどの恵は朝来市とは全く何の関係もない団体であるという規定は正しいのか、誤っているのか、どちらなのかっていうことの判断をここは下すべきであると。

よふどの恵は、両方とも全くの虚偽であると。我々は個人の細見さんの個人の団体でもないし、市と全く関係のない団体ではないと。こういうふうに言ってるので、審査会としては、ここをどう結論出すんですか。

取りあえず、そこから確定してください。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） それにつきましては、その発言を切り取って評価するのではなくて、当然、今回の2月10日の議員の文脈の中で判断されるものだというふうに思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員の今のおっしゃり方ですと、勢い余った発言だという捉え方なんでしょうかね。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 先ほど言いましたように、行政がつくられた公的な文書を撤回させるのは並大抵のエネルギーではないと思いますので、非常にエネルギーが要る作業だというふうには思います。その中で、委員長の発言を借りれば、勢い余ってという、勢いを持って、やっぱり一気呵成に発言をしなければ、撤回というところまでは通常行かないのかなと思いますので、勢い余ってということがあるのかなと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） そのことと、よふどの恵が審査請求していることに、何の関係があるんでしょうか。よふどの恵に何かこのことについて、彼らの審査請求に情状酌量してもらわなきゃならないようなことはあるんですか。よふどの恵が審査請求してるんですよ。まず、そのことに正面からね、応えていくのがこの審査の仕事じゃないすかね。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） それについては、当然、発言された吉田議員の心の中というものが倫理と

して適当だったのか、適切じゃなかったのかというところがあるというふうに思います。

もちろん、当然悪意を持って、よふどの恵という団体に対して評価をおとしめてやろうという、例えば悪意を持って発言されたのであれば、非常に、これは当然倫理違反ではありますが、この議事録の文脈から考えますと、この発言の趣旨というものはそうではないと。当然、フロー図を否定するために勢い余った発言であるというふうに私は評価しています。

○委員長（藤原 正伸君） 副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） どうなんでしょうね、よふどの恵さんの立場をやっぱり考えながら論議を進めていくべきやないかなと思います。

加藤議員、今、文脈とかと言われてるんですけども、この今回言われているのは、よふどの恵さんが、この事象について判断してくれと言われてるので、いわゆる吉田議員がどう思われとるとか云々ではなくて、一定、やはりこう言われてきた内容、例えば、何とかハラでも一緒なんですけども、ふと言っても、そんな気持ちはないでと言われても、やはり訴えた側の気持ちに立てば、やはりあのときはそういった表現はいかなんだんかなと思ったりするようなこともあると思うんですよ。

ですから、加藤議員が言われとることもよう分かるんですけども、ただほんまに、今さっきから横尾さんが言われてるように、今回は、よふどの恵さんが、いわゆる吉田発言について、これはこのことによって、いわゆる名誉毀損を受けたと言われてる内容についてですよ。ですから、その内容について明らかにしていったらいいんですけども、このときは、でも、このフロー図をあかんと言うために、きついことを言われたんじゃないですか言うたらもう、それはもう切りがないことやと思うんですよ、一定。本当に。ですからもう少し、よふどの恵さんがなぜ不愉快に感じられて、名誉毀損やと言われたのかという部分にもう一回立ち返って考えたら分かると思うんですけど。私は名誉毀損に当たると思ってます。

○委員長（藤原 正伸君） 今の副委員長の発言は、ずばり倫理条例が求めている議会の品位に直結するところの発言かなというふうに思います。

被害者主体だという姿勢も必要かなとも思いますし、そもそもが今言いました議会の品位を保持しなさいという、この倫理基準の示すところというのは、とにかく事実と異なる発言はしてはなりませんよというところが根本にある。それはもうこの審査会の他の付託とも全部共通するものだと思います。事実に基づいた正確な発言をしてくださいと、それでないで市民の信頼は得られませんよと。つまり、それが名誉ですよ、だから議会の品位と名誉を保持するというのは、そういうことなんでしょうというふうに思います。

繰り返しますけれども、名誉毀損罪を論じているわけでは、あくまでありません。

さらに御意見ございますか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） まあね、繰り返しの意見交換になりますけども、やはり加藤委員の御発言は、やはり私の聞き方は、フロー図の批判、吉田議員がフロー図を批判されたことの大義、この大義の下には、多少の行き過ぎは我慢すべきだと、許されると、こういう流れなんです、どう考え

ても。それが、このよふどの恵の請求に対して議会が正面から応える姿勢になるのかどうか。ここだろうと思うんです。これはある意味で、この倫理審査会の倫理が問われてるというね、そういうことにもなりかねない。市民の請求に対して、そういう内輪の論理で了解を求める。そういう議会が市民の代表であったり、市民の利害を代表したりする議会の質としては、許されるのか。そういうことまで市民サイドからは問われかねないことになりますから、非常にここは慎重にね、冷静に慎重に、やっぱり考えていくべきだと思うんです。政治的な思惑そういうものは一切入れちゃいけませんよ。

ここでね、やっぱりね、考えてはいけないことを考えている、いわゆる他事考慮っていうんですかね、このフロー図のことを大義として持ち出して、そこに全ての原因を求めて、そしてよふどの恵の請求については、ある種、却下していくわけですけどね、そうじゃありませんという結論を出していく。これは文字どおり、考慮すべきでない事柄をこの審査会が考慮して、その結果、間違った結論を導き出す、そういうふうになりかねない。そういうリスクを私ははらんでおるといふふうに思いますね。その典型的な結果が、先ほどの加藤議員の発言ですよ。全ての大義の前には多少の虚偽は許される。個人の団体だと、これも行き過ぎた発言にすぎない。市とは何の関係もない団体だ。これも行き過ぎた発言にすぎない。こういう説明で、審査会がこういう説明をしたとして、よふどの恵は、それで癒やされるんでしょうか。議会に審査請求した結果、そうした回答を得て、よふどの恵の心情はこれで許されるんですかね、癒やされるんですかね。そういう大きな問題ですよ。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 審査会は様々な意見を出し合って議論する場であるはずなんです。1つの物事でも、いろんな面から見ると、いろんな考え方があって当然です。それを今の発言は、こうなれないという形で上から押さえ込もうとするかのように聞こえますので、それは委員対等の原則からいって、いかがなものかなと思いますので、それぞれの委員が思うところを自由に発言するというのがこの審査会だと思いますので、委員長のほうで御配慮をお願いします。

○委員長（藤原 正伸君） 今の横尾委員の発言は問題であると私は思いません。むしろ皆さん方、同程度の発言をお願いしたい。単なる意見交換ではございませんので、議論を闘わせていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 私はちょっと先ほど横尾委員の発言の中で、ちょっと偏りがあるなというふうに思います。吉田議員、被対象議員は我々同じ議員団の身内です。請求されてる方は市民の方です。当然、我々議員ですので、市民の味方をするというのが大前提にあるわけですが、殊この政治倫理審査会においては、被対象者である吉田議員においても、よふどの恵さんにおいても、同等の立場で扱わなければいけないというふうに思っています。

今、市民の方からこういうことが出てるんだから市民のために味方をしなければいけない、そういうふうな発言のように私は横尾委員の発言を聞いてて思いましたので、ちょっと偏りがあるん

じゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 私は全くそんなこと思ってませんよ。もし、よふどの恵からそういう出されて、それは全く理不尽な請求であり、議員の立場は全く何の問題もないと私が判断すれば、私は断固として、それを主張しますよ。それは、当たり前のことですよ。我々は客観的に、その立場に立っているだけのことで、それだけのことですよ。私は最初から、何が何でも最初から市民の味方そんなことありませんよ。そこは誤解のないようにお願いをいたします。

○委員長（藤原 正伸君） まあね、結局身びいきとかね、そういう非難を受けるおそれがありますので、多少市民寄りになる意識っていうのは、それぞれ皆さん持っておられるかなとは思いますが、ただ、今のところ議論は公平に進んでいるとは思っております。

どうぞ、御意見があったらお願いします。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 関連して申し上げますが、まず最初に考慮すべきことは、よふどの恵が訴えられた内容ですよ。どのように社会的な評価の低下をもたらして、地域的な評判も含めて非常に心情的に痛みを持ってる、やっぱりそれを切々とこの間訴えられました。やっぱりそこはね、この審査会の起点じゃないでしょうかね。このことを、どちらかと言いますと、加藤議員の場合は、フロー図の違反の大義をあまり強調するあまりにね、この基本的なよふどの恵が受けた痛手、名誉毀損についての評価ないし思いが、まあ評価と言っていていいでしょうね、ここは考慮され過ぎてないんじゃないですかね。そういう感想を持ちますね。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 請求者の方の思いというのは重々察するものがあります。しかし、それはそれとして置いて、この政倫審の場というのは、中立・公平・対等の立場で議論しなければならない。最終的にどのような結論になるかは、それはそのときの次第でありますけれども、今現在の途中経過の段階においては、私はあくまで中立・公平・公正の立場でお互い議論するというのが政倫審に求められている立場だと思います。

○委員長（藤原 正伸君） それで、今、横尾委員のほうから御指摘がございました。請求者のその社会的評価の低下、これを皆さんはどのように今認識されておりますか。それこそ今、渕本委員がおっしゃったように、公平に見た場合に。

その御意見をちょっと求めたいと思うんですが。横尾さんはお手を挙げられましたけども、そのお答えですか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 私が先ほど手を挙げたのは、公平・公正という観点から見て、この委員会が。

○委員長（藤原 正伸君） すみません、ありがとうございます。それでは、今言いました社会的評

価の低下について、ちょっと御意見を聞かせてください。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 今現状、よふどの恵さんの社会的な評価は落ちているというふうに考えております。ただ、その原因が2月10日の吉田議員の幾つかの発言だけに帰されるものではないというふうに考えています。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほか、御意見ございませんか。

社会的評価は、この今回の件で低下した、損害を受けたという点については、御異議はないでしょうか。

これは基本的には請求者がおっしゃったことを認めるといいですか、了解するといいですか、そのとおりだというふうにこちらのほうも判断するということになりますけれども。

社会的評価が低下しているという現実があるのであれば、あとは発言ですね、委員会における発言と社会的評価との因果関係を御議論いただければいいかなというふうに思うんですけれども、基本的に、ここまで事実でないことを言われたということでございました。事実でないことを言うこと自体、先ほど言いましたとおり、議会の倫理基準としては不適切であるとも言えるんですけれども、その発言によって団体の社会的評価が低下させられたと、こういう訴えでございます。その因果関係について御意見、先ほど、その発言だけに限るものではないと言われましたけれども、ほかの要素がその発言の不当性を軽くするという理屈は、またこれは一方ではありませんので、発言自体がこの社会的評価にどう結びついているのかというところの認識をお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） こう思うんですね。非常に限定的に申し上げますけれども、2月10日の委員会で、よふどの恵が事実ではない、細見さんに関係する個人の団体であるというふうに発言をされ、かつ市とは全く関係のない団体であると、こういう、この発言自体が、よふどの恵からすれば、全く事実と異なり、しかもその発言、その中身自体が非常に、よふどの恵にとっては名誉毀損に当たるというふうにおっしゃってるんですね。しかも、この発言が委員会という公開の場で行われ、場合によっては、その委員にそういう認識を誤解を与えてしまった可能性もあるという意味で、それ自体がもうもはや名誉毀損なんだと訴えられてるんですよ。

その社会的評価の低下の中には、委員会での認識がそういうふうに思った人も、もし1人、2人いれば、あるいは傍聴者がそういうふうに思ったとすれば、もうある意味で、公然と事実でないことが適時されているという事態になるんですね。それ自体で名誉毀損なんだと。社会的評価の低下がその場にとどまらず、いろんな形で公開されちゃったものですから、もっと広い大きな社会的な評価の低下にまでつながっていると。それをこの間訴えられたわけですけど。

したがって、もう2月10日の発言自体が名誉毀損なんだと。こういう訴えなんですよ。ここをはっきりさせておかないとね、その発言がいろいろ伝わって、最終的に名誉毀損になったわけでは

ない。ここをはっきりさせる必要がありますよね。特定の団体を名指しをして、公然の場で、つまり委員会で、事実でないことを、虚偽を適時したことは、よふどの恵にとって非常な名誉毀損であると、こういうふうに訴えられてるんですよ。まず、ここをきちっと押さえるべきではなかろうかと思います。

○委員長（藤原 正伸君） ほか、御意見いかがでしょうか。

発言と、それから団体の社会的評価の低下との間ですね、委員会という公開の場で委員によってされたものであることも踏まえると、その因果関係は当然に認められるのであって、そこをまずはしっかりと押さえる必要があると、こういう御意見でございます。

何度も言いますが、名誉毀損罪を論じてるのではないんですが、その提携は読み取れるということとございまして、そのとおりかなというふうには思いますが、お考えいかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 2月10日の吉田議員の発言によって影響があるんじゃないかという、影響が多大に及ぼしているんじゃないかということではありますが、私のほうも、そういった懸念は当然ありますが、そこに明確な因果関係があったのかどうかというのは、ちょっと私にとっては明確な因果関係を示すようなものはないので、ちょっと証拠としては採用できないかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 因果関係は明確には認められないという御意見でございます。

ほか、御意見いかがですか。

ちょっと議論を進めるために、加藤委員に、今、因果関係が認められないと、明確には認められないということなんですけれども、もう少しその理由といたしますか、もしお聞きできれば、補足をお願いします。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 例えばですが、2月10日の吉田議員の発言によって産業建設委員会の委員の中に、よふどの恵に対しての固定的なイメージが植えつけられて、それが例えば3月17日の委員会の議事録の中で、例えば吉田議員以外の委員が、よふどの恵はこういう団体だというふうな決めつけがあって、それが政治倫理審査会等に結びついているというふうな議事録上の証拠があれば、当然、吉田議員の2月10日の発言が基になって大きな問題に発展したというふうに言えますが、3月17日の議事録を見てますが、特にそういった傾向というのは、私の中では、議事録のどこにあるのか分かりませんので、明確な証拠がないというふうに考えています。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 何度も申し上げますが、名誉毀損を訴えられている。これはよふどの恵が名誉毀損、つまり公の場で、つまり議会の委員会で個人の団体である、よふどの恵は個人の団体である、また市とは全く何の関係もない団体であるという虚偽の発言をされたことは、よふどの恵の

基本精神、あるいはその存在にとって非常に名誉毀損の発言であると、こういうふうに言われてるわけですよ。

それ自体が名誉毀損なんだ。個人の団体ではないんです。市とは関係のない団体ではないんです。

これは一般的な名誉毀損になる。もうそれだけで成立するんですよ。ただ、議員の場合は、公益性、公開性というんですか、公益性とかがあって、かつその摘示した事実が真実であれば、免責されるということです。議員の場合だけです、普通の社会人は事実であっても名誉毀損は訴えられたら、名誉毀損になることもあるんですよ。議員の場合だけは、もしそれが公益性のためであるということがあって、そしてその発言が真実であれば免責はされるということです。今回は吉田議員の発言がもし真実であればね、多少、そのことによってよふどの恵の評判が低下しよう、これは許容されるということです。真実であれば許容されますよ。ということなんですよ。

だから、フロー図に基づいてね、いろんなことを言った。その結果、よふどの恵の評判が下がっちゃった。しかし、その吉田議員の発言が真実であれば、そういうことは許容される。これは議員の立場ですよ。

だから、吉田発言が真実かどうかというのは非常に大事なんです。我々はこれもう審査しましたね、個人の団体であるかどうか、市と関係のない団体であるかどうかは、もう審査しました。そしてこの2つの発言は、はっきり虚偽である。事実ではない、真実ではないと、これはもう確認済みじゃないですか。これは加藤議員そのものも確認されてますからね。

したがって、議員が免責される真実の発言であるとは、これは認められないということは、もうここまではっきりしてるんですよ。

そうじゃない、いやいや、吉田発言は真実だとおっしゃるなら、再度その論証をしていただいても結構ですがね。少なくとも審査会では、虚偽だと、これははっきりしてる。

したがって、名誉毀損は訴えどおりに、あらゆる条件を加味しても認められると。名誉毀損の度合いがね、どんどんほんまに大きくなっちゃった、非常に深刻なところまで行っちゃったと、これはいろいろあるでしょう。

○委員長（藤原 正伸君） 因果関係についてどうでしょうか。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 私、前から何回も言ってますけれども、そもそも名誉毀損というものの自身が、実際の裁判においても非常に断定される、厳密に断定される、成立するというのが難しい状況にあって、それゆえ、検察官の起訴率も名誉毀損の場合は低いんだということが言われてきました。

そのような中で、我々法律のプロではない議員が名誉毀損について今議論しようとしているので、ここは私は慎重な議論が要と考えております。

私は、今回の発言には、事実誤認や思い違い、勘違いというものがもともと根底にあった可能性はあると思います。それがフロー図が出てきたことによって刺激され、感情的な言動に結びついた可能性は否定できないと、このように今回の当該議員の発言には、そういうことがあるんじゃないかなと私は考えます。

○委員長（藤原 正伸君） 全体的な発言に至る経緯についての観察なんですけれども。

重ねてになりますけれども、名誉毀損罪の話はしておりませんのでね、渇本委員のおっしゃることも分かるんですけれども、慎重にならなきゃいけないというのも分かりますが、一方で倫理条例、議員の倫理そのものが、もっと大きく広げているといいますか、名誉毀損罪、いわゆる刑罰対象でなくても、誹謗中傷という、もう広い範囲で自重しようという趣旨の条例でございますので、そこは一定、当然ながら刑法の一般的な、通説的な考え方を参考にしつつも、議員の倫理の実現といいますか、要するに議会の信頼に向けた解釈をしていけばいいだろうというふうに思うわけなんですけれども。

意見が出ませんので、ちょっと小休止を取りたいと思います。再開は25分でお願いします。

午前 11 時 16 分休憩

午前 11 時 24 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま付託30号について、評議を進行しております。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 加藤委員にちょっとだけ質問させていただいていいですか。

この委員会については、横尾委員おっしゃったように、公開の場ですよ。これが本会議とかね、ケーブルテレビとかインターネットで、例えば、ずっと配信されてるとかってなったときの、このよふどの恵さんの影響ってどう感じられますか。名誉の毀損とか、その辺の影響。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 当然、私もそこは気になるところでございましたし、なので吉田議員が参考人として来られたときに、私もそこを聞きました。2月10日の議事録については、所管事務調査ですので、そもそも議事録も公開されないというようなことであります。その辺が、その議事録が公開されない委員会であるとか、議事録が公開される委員会であるとか、ケーブルテレビで放送されるケーブルテレビであるとか、そういったところで発言の内容に強弱をつけるんですかというふうに聞きましたら、吉田議員はそういうことはない。全て公開の会議については同程度に全市民に向けて、ちょっと正確か分かりませんが、同じ程度に意識を持って発言しているというふうにおっしゃっていましたので、私はそれを信じていますので、もしケーブルテレビでこの放送があったとしても、特に私の考えは変わりません。

○委員長（藤原 正伸君） ほか、何か御意見ございますか。

繰り返しますけれども、倫理条例上は名誉毀損をしてはいけませんとは書いてないですのでね、議会の品位を損なうような発言をしてはいけませんというふうに書いてありますので、そこを踏まえてください。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） その点に関する委員長の御発言ですが、指揮なんですけど、これ一番最

初に委員会で審議しました。そのときに、いわゆる3条1項1号の中には、つまり品位をおとしめるような云々の中には、いろんな項目がありますよね。その中に、名誉毀損という項目もあることはあると、ただ例示してないだけで、たくさんの項目を挙げれば、いろんな事例があるんですよ。

その主な項目をちゃんと適示して、何号、何号で、十何号まで上げている条例もあります。

私どもは、何号かに絞っているんで、限定はされてます。したがって、第1号を主なものをどんどん例示して十何号まで増やそうと思えば増やせる。その中には当然、名誉毀損的なことも入ると、こういうふうに理解してます。

今回は、単に品位をおとしめる発言があったので、審査請求してる、されたわけじゃないんですよ、よふどの恵さんからすれば。はっきり名誉毀損の発言であると。名誉毀損だと、こういうふうに言われているので、そこは、名誉毀損に当たるかどうか、厳密な法的な意味は抜きにしても、名誉毀損的な発言に当たるかどうかという、そこはある程度概念としては絞って議論してもいいんじゃないでしょうか。ここはちょっと、この間から少し気になっているところであります。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 御提案といいますか、御指摘、もつともと思いました。

どうしても、議論の過程で刑法の名誉毀損罪がよぎるわけで、ただ、議会議員倫理条例において、議員に求められている倫理は、刑法が言うような、そういう限定的なものではないんじゃないかという意識が一方にございます。それは、くしくも今回、違法性阻却事由というような言葉で、真実性の証明をすれば違法性はなくなるというようなお話も出たんですけども、議員倫理の上で、それを全く同じように論じられるのかということが一方でまたあります。これは、先ほど途中でも出ましたフロー図の不当性を証明する上で必要ならば、多少、市民の不利益はやむを得ないと、こういう考え方に結びついてしまうおそれも、それを許容する考えにもなりかねないというふうに思うわけです。

倫理条例が目指すところは、ひとえに議会の信頼の担保というところなんで、そのためには、どうあるべきかということで政治倫理基準というのが定められているということになると思います。ですので、そこに刑法230条に該当する行為と、これ書かないのは、厳密にそういう判断ができなくても、それを疑われたり、あるいはもっと下がって、いわゆる人を誹謗中傷するような、そういう発言は、やはり控えるべきだろうと、そういう意識の下で出来上がってるもんだというふうに思うわけです。

そういう思いで名誉毀損を論じるわけではないというふうに言いましたけれども、おっしゃいますとおり、名誉毀損を訴えられてますのでね、そこは当然、そのことを正面から受け止めて議論も必要だろうということは、おっしゃるとおりだと思います。

客観的には、一定、人の社会的評価を低下させ得るであろう発言も見られることは皆さん認識されていると思います。そして、現実には訴えによれば、その社会的評価が低下させられているという状況がございます。

そういう中で、その発言を倫理条例上、どう評価するかが問われているということになろうかと

思います。

ついでに言いますと、この議論は前回を受けまして、フロー図に対する自己の意見や批判を主張するための発言の一部であるというところの御指摘が前回ありましたところから出発したわけなんですけれども、それにしても、そういう言い方をする必要があったのかというような視点も出てくるのかなと。そういう基準に従ったとしてもですね、いう思いもありまして、名誉毀損的発言も含めたその不適切な表現、発言というようなことをちょっと中心に今日、今回申し上げてしまったところ、先ほどお叱りを受けたような状況でございます。

さて、そういうわけで、30号についての御意見をずっと出してもらって、さらには、委員同士の間で争点について議論をしていただいている状況でございます。

いかがでしょうか。さらに御意見ございますか。

他の委員の方に対する質疑、それから反対意見等も結構なんですけど、ございませんか。

もし議論が出尽くしたというようなことであれば、あと評議も、委員の間で議論も出尽くしたということであれば、結論を得ていく方向になろうかと思いますが、いかがでしょうか。

全体を通して、28号については、まだ討議が残っております。意見は出していただいて、意見交換は済ませましたけれども、それを評議するところまでは行っていない。これは次回行っていきたいと思っております。

それから29号については、前回、一定、結論まで出たと考えております。

再度確認、形式的になるかもしれませんが、最後のまとめのところで確認をしますが、前回の議事録にあるとおり、結論は出ているというふうに考えております。

本日行いましたこの30号につきまして、それでは結論に向かって評議をまとめていきたいと思いますが、まとめの意見、おっしゃっていただける方いらっしゃいましたら、発言をお願いします。

お一人お一人に結論をお聞きしたらよろしいか。

ただし、それぞれこれまでの発言の中で根拠をいろいろと述べていただいておりますので、それを理由にした、それを根拠にする結果の表明であれば、それは議事録に照らして判断できますけれども、そうでない場合は、理由もつけて御意見をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） これまで意見交換等々もしてきまして、この会議録で吉田議員が発した発言というのは、虚偽であったということでありました。

フロー図の関係も出てきましたけれども、あえてそのフロー図の中の団体を下ろすために、ただに、その団体の批判っていうのは本当にこういう虚偽を使ってする行為っていうのが本当に正しいのか。そこも私は考えさせられたところであります。

こうしたことから、関係団体のほうから虚偽発言であり、名誉を毀損された。また、個人の方に対しても、私が代表をやってくれてというような云々、これは会議録を見ていただいたら分かりますが、言うんは自由ですよっていうようなことで締めくくられてますけれども、こうしたことが一般会議に出てください、代表で出てくださいていうふうに、私は思ってた発言しましたがけれども

という吉田議員からの発言であったんですが、どう見ても、これはそういうふうには読み取れないというふうに、この審査会の中でも申してきました。

やはり、こうしたことが積み重なって、個人や団体を傷つけてしまったんだろうというふうにし、か私は思えません。よって、結果としては政治倫理違反にかかってくるというふうに私は決めています。それが結論であります。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） はい、ありがとうございます。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 私は、今回の件は吉田議員に政治倫理に反する事実はないというふうに結論づけております。

理由としては、今まで述べておりますように、2月10日の議事録については、農林振興課から出しましたフロー図が不適切であると。それを撤回するために、様々な批判をしなければいけないと。行政から出された資料を間違っているというふうに証拠づけることは非常にエネルギーが要る作業でございますので、その中で勢いが余って、多少の発言、多少不適切な発言、間違った発言をされたと、そのような事実認識であります。

当然、その結果、よふどの恵さんは社会的な信用を一部傷つけられることになりましたが、因果関係の話もありましたが、この発言のみで様々な社会的な信頼が損なわれたというふうな明確な証拠はないというふうに思っております。

また、吉田議員の発言についても、当然、フロー図を撤回するという文脈の中から言われた真つ当な発言であります。具体的に言いますと、個人の団体という発言については、その後にしつかりと説明をされています。僕は個人の団体やと思っているので、個人の、要は市としては全く関係のない団体やと思っていますと。つまり、市が契約前の相手に対して名前を載せるということは非常に不適切な行為でありますので、市として関係のない団体ということを強く言う必要があったということなんです。

代表の件については、単純な錯誤であります。また、もうかる仕組みという件については、当然、契約がもしされれば、一般社団法人に対して利益が来ますし、利害関係があるということについて契約前に特定の団体を挙げる、そういうことが非常に不適切でありますので、それを強い調子で批判するということは、全く説明がつくことであります。

結論としては、結果的に吉田委員の発言によって、よふどの恵さんの名誉毀損が一部されていますので、それについては説明責任はあると思います。しっかりと、この発言の意図が何だったのかというところについて説明をする責任はあると思いますが、文脈上、適切な発言でありますので、名誉毀損というところには当たらないと。いわゆる違法性の阻却事由に当たると、このフロー図を撤回するという文脈においては、正しい発言でありますので、名誉毀損ではないというふうに判断できる、政治倫理違反基準には当たらないというふうに判断しています。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 続けて、どなたかお願いします。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 先ほど大半のことはもう申し上げておりますので、結論だけでございますが、吉田議員は、何度も申し上げました、2つの重要な虚偽発言を公然と、つまり委員会で適時されてございます。

吉田議員のこれらの発言によりまして、よふどの恵の信用と評判が大きく低下したことは、つまり名誉を毀損されたことは、当事者が審査会の場で陳述されたとおりであることを認めます。

よって、吉田議員の上記一連の発言が当該団体の運営を著しく毀損し、傷つけたことは、否めない事実であるということを私は認めます。

この他人の名誉を毀損することは、市議会倫理条例の3条1項1号に明確に違反するものと判断をいたします。

以上でございますが、補足的な意見ですが、何度も申し上げております。1つは、この審査会の中で、他事考慮といいますかね、そういう議論がなされておりました。上記の吉田議員の虚偽発言は、つまり個人の団体である、つまり市とは何の関係もない団体であるという発言は、フロー図とは直接関係のない発言であり、この発言の内容が虚偽かどうかを調べるに当たり、フロー図の影響かどうかなどを考慮しようとするのは、いわゆる他事考慮に該当し、戒めるべきであると思います。これは審査の内容をゆがめてしまうと思います。

それから2つ目に、考慮不尽ということがございます。本事件で特に考慮すべきことは、現によふどの恵という地域団体が、委員会における吉田発言に端を発して、またそれを原因として、自治団体の名誉が傷つき、社会的信用や評価が苦痛になるほどの被害を受けたという訴えであります。

この社会的評価の低下を回復するための措置をその原因に責任の一端を負う議会に求めているという事実には深い考慮が求められると思います。

加藤、渕本委員には、この点の考慮がいささか欠けているようなきらいがあるのではないかと思います。

つまり、考慮すべきことを考慮せず、考慮すべきでないことを考慮するという、多分二重の過ちに陥っているようなきらいがあるというふうに思います。

そのようなことはね、この審査の中での若干の問題点かなと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 私は、さきにも申しましたとおりに、今回の当該議員の発言については、問題なしということは全く申しておりません。事実誤認や思い違い、勘違いというものがあったということは十分推し測れる面があります。それが、突然フロー図が出てきたことによって、当該議員は刺激されて、感情的になった可能性がある。これは議事録等からもうかがい知れるところであると私は感じました。したがって、今回の発言は問題なしとは絶対これは言えないということからすれば、私は政治倫理条例違反ではなくて、議員としての在り方の問題なので、これは議長によ

る厳重注意処分というのが適当ではないかと考えます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） 私もずっと言っていましたように、私はよふどの恵さんの立場に立てば、これは名誉毀損に当たると思います。

いろいろ皆さんの御意見を聞いてますと、やはり先ほども言いましたように、そのフロー図の辺では、いろいろ御意見はあるようなんですけど、そうではなくて、その後の発言においても吉田議員はいろいろと本会議でもありましたし、そういうような部分では、なかなか、名誉毀損じゃなくて大丈夫だよというような判断は私はしておりません。そして今、渕本議員のほうから、議員の在り方という話が出ましたけども、31項1号というのは、その在り方について不正の疑惑を持たれるようなおそれのある行為をしないことっていうのが含まれているので、その在り方自体を論じている文やと私は解しております。ですから、その在り方が悪いのであれば、やはりある一定の判断をすべきではないかなと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ただいま一通り御意見言っていました。他の方の意見を聞いて、追加・補足する御意見がありましたらお願いをいたします。

ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 渕本議員の、ちょっと質問なんですけどね、議員としての在り方の問題なので、議長における厳重注意処分が適当というか、適切であると、こういう御発言なんですけど、議長における厳重注意処分を何に基づいてしたらいいんでしょうか。ちょっと、そこらのお考えをお聞きしたいと思います。

条例違反に基づかずに、別の何か決まりか何か、適用が何かあるんですかね。これ、どの何に基づいて議長における厳重注意処分というのを行うのか。かなりこれきついですよ、議長における厳重注意処分ですから。措置としては、かなりのもんですよ。倫理条例は、措置を決めてません。軽い、議長室での簡単な注意から始まって、措置は決めてないんですよ。しかし、その措置の中で、議長における厳重注意処分、これかなり、厳重注意っていうのはかなりきつくだらうと思うんですが、何の根拠に基づいてやったらいいんでしょうか。あるいは、この注意処分はどこで行われるんでしょうか。また、根拠はどこにありますかって、ちょっと説明していただければありがたいなと思うんですが。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 答える責任はないと思いますが、あえて質問があるので、私の考えを追加しますが、これまで議場内での各議員の発言に問題発言があった場合には、議長が本人に注意した上で議事録を精査する、具体的に言えば削除するというようなことが、いわゆる議長による議場のコントロール権に基づいて朝来市議会ではこれまで何回も行われてきたと、そういうことがあります。

した。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） その議場のコントロールの中で議長が厳重注意、それはまああるんでしょう。ここは今、もう審査会ですから。審査会の措置を、措置をというか、措置の前の今意見交換をしてるんですけど、措置は審査会の措置ですから、議場とは関係ないですよ、これね。

議場での議長のコントロールによる措置、これは問題となっていない、ここ審査会なんですから、審査会の措置が、何か議長の議場のコントロールと何か関係あるというのは、ちょっと理解できないんですがね。もう少し説明していただければと思うんですが。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員の御意見としては、冒頭、発言の性質として、問題がないわけではないということをおっしゃってまして、その部分を説明されるところでおっしゃったのかなというふうにお受け取りをしたんです。何らかの処分が可能であれば、例えば議長による注意なんかが適当だろうけれども、ただそれを倫理条例違反として今回認めるというところまでは、渕本委員のほうの御意見では、それはないですと、こういうことで受け取ったんですけれども、渕本委員、それでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 倫理違反ではないという結論を言っていたいております。

したがいまして、今意見、ほかに御意見ございませんね。

横尾委員、御質問もここまでにさせていただいてよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ほかになければ、一応、今表明していただいた形で、3名の方が倫理条例に違反する。それからお二方が違反しないという結論を得たというところでございます。

この今の議論の流れは御了解いただけますかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、そのような結論を得たというところを確認させていただきました。

途中、ちょっと申し上げましたとおり、これで29号と30号について結論を得たという状況に至っております。

あと、最初の28号につきましては、皆さんから御意見をいただいておりますが、その意見同士の質疑や討議を済ませておりませんので、次回、28号に戻りまして御検討いただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上で本日予定しておりました協議は終了いたしました。

皆さんのほうから、その他何かございますか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 事務局からも、特にございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 暫時休憩します。

午前 11 時 59 分休憩

午後 0 時 08 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次回日程ですが、次は 7 月 11 日、今週木曜日の 13 時から 15 時、時間厳守でございます。としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） なお、その次の日程として来週火曜日 16 日の 9 時から 11 時を予定しますので、日程確保、よろしくお願いをいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、朝来市議会政治倫理審査会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後 0 時 09 分閉会
